

令和8年度商店街共同施設設置事業募集要領

(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業)

秋田市商工貿易振興課

1 事業の目的

商店街等が行う公共性の高い商店街環境整備等の共同施設設置事業を市が支援することで、商店街等の振興および公衆の利便性の向上を図り、賑わいと活力の満ちた商店街づくりを推進する。

2 事業の概要

(1) 補助率、補助限度額

ア 街路灯整備事業

対象事業費の30%以内、限度額200万円。

イ 防犯カメラ整備事業

対象事業費の30%以内、限度額100万円。

ウ その他の共同施設設置事業

対象事業費の20%以内、限度額100万円。

(2) 補助対象者

秋田市商店街連盟に加盟する商店街、商店街内のテナントで構成される団体*、商店街街路灯等電気料補助事業の対象となる団体、秋田商工会議所、河辺雄和商工会、TMOその他市長が認める団体

※商店街のテナントで構成される団体：中小企業者10者以上の個店グループを構成し、かつ商店街に加入している組織（商店街の推薦書が必要）

3 申請方法

事業着手前に商工貿易振興課に事前相談の上、補助金交付申請書等必要書類を提出すること。

※補助金交付申請書等に記載する事業の実施期間には、事業に関する支払い等が見込まれる期間も含むこととする。

4 補助対象事業

商店街団体等が事業主体となり商店街内で実施する事業であって、商店街および地域経済の振興に資する次の事業とする。なお、原則として年度内に事業が完了するものを対象とする。

※既存の商店街共同施設の撤去費用については、商店街共同施設の整備を前提として、初年度にその撤去を実施し、翌年度に商店街共同施設の整備を実施する場合に限り、補助対象とする。

補助対象事業	内容
1 商店街街路灯整備事業	街路灯の新設および建替、修繕(灯具、配線、支柱等の交換・修繕等。ただし、日常の維持管理的な電球等の交換や塗装等は除く。)、整備に伴う撤去等
2 防犯カメラ整備事業	防犯カメラの新設、増設、修繕(日常の維持管理的な修繕・塗装等を除く。)、整備に伴う撤去等
3 商店街環境整備事業	アーケード、カラー舗装、駐車場、駐輪場、共同トイレ、ポケットパーク、その他これらに類する施設等で公共的と市長が認める施設等の新設、建替、修繕(日常の維持管理的な修繕・塗装等を除く)、整備に伴う撤去等
4 カードシステム整備事業	ホストコンピューター、周辺機器、ソフト開発、伝送装置、端末装置、その他コンピューターを共同利用するために必要な設備等の一体的整備(部分的な機器更新や増設は対象外)
5 福祉連携整備事業	店舗スロープ、点字ブロック、点字プレート、電動・手動車いす、手すり、休憩ベンチ、その他これらに類する施設等でバリアフリー化を促進するための施設等の新設、建替、修繕(日常の維持管理的な修繕・塗装等を除く。)、整備に伴う撤去等
6 サービス連携整備事業	商品リサイクル・空き缶回収コーナー、ロッカー、情報センター、買い物品預かり所、児童遊戯施設、ベビールーム、その他これらに類する施設等で顧客や地域住民に対するサービスの拡大を図るための施設等の新設、建替、修繕(日常の維持管理的な修繕・塗装等を除く。)、整備に伴う撤去等

6 消費税の取扱いについて

- ・補助金の交付申請の際、対象経費から補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額(以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して提出すること。
- ・実績報告時に消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合は、消費税等仕入控除税額を減額して、報告を行うこと。
- ・事業完了後に消費税等仕入控除税額が確定した場合、速やかに本市に報告すること。なお、報告の内容により消費税等仕入控除税額の返還が発生する可能性がある。

7 事業実績の報告期限

- ・ 事業が終了後（当該事業に係る収支決算が完了後）60日以内又は令和9年2月26日のいずれか早い日

8 書類の提出先

- ・ 郵送先：秋田市産業振興部商工貿易振興課（秋田市山王一丁目1番1号）
メール送信先：ro-inpr@city.akita.lg.jp